

平成31年第1回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

平成31年1月7日 午後2時55分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 平成31年1月7日 午後2時55分  
筑紫野市役所 (506会議室)

2 閉会日時 平成31年1月7日 午後3時29分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、

平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者 (または出席を要しない農地利用最適化推進委員)

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動(届出)について

報告第 2号 農地を改良する届出について

報告第 3号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第 1号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 2号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：時間がちょっと早いですけれども、全員おそろいのようにございますので始めていきたいと思います。

まず、ごらんになったように、本日新しい庁舎で、また皆さんも新年を迎えた第1回目の会議でございます。新鮮な気持ちで迎えられたと思います。今のメンバーでの農業委員会はあと三、四回ほどございますけれども、最後までよろしく御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

また、市のほうからも事務局長が参っております。かわったこともいろいろございまして、一言御挨拶をお願いいたします。

○事務局長：皆様、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。今、会長のほうから御挨拶がありましたとおり、新しい庁舎がやっと完成いたしました。こうやって皆様と一緒に農業委員会を開くことができるようになりました。

庁舎建設に至るまでさまざまなこともありましたけれども、引っ越しの作業も年末年始にありましたが、短い期間を活用して、職員が一生懸命頑張らせてさせていただいて、無事に滞りなく業務がこの新しい庁舎で始められております。

会長の挨拶にもありましたとおり、皆様方の任期は残りわずかという時期になってまいりましたけれども、4月の任期満了まで事務局も精いっぱいサポートさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、これからもどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございます。

○議長：ありがとうございました。

では、早速、第1回目に入っていきます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められております定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、2番の野田委員さん、それと7番の井上委員さんを指名いたします。

それでは、既に配付しておりました議案目録の順序に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

まず、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第1号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が3件ほどございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：では、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、東京都練馬区□□、□□。届出地の表示、□□ほか2筆。田4,093平米、合計

4,093平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。田295平米、畑325平米、合計620平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

3番、届出者、大野城市□□、□□。届出地の表示、□□。田1,118平米、合計1,118平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了します。

次に進めさせていただきます。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第2号、議案書のとおり、届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：説明をさせていただく前に、修正をしていただきたいと思います。

届出者の住所ですけれども、「筑紫野市□△」となっておりますが、「△」の漢字が誤って変換されておりました。右側の届出地の表示の「□○」の「○」のほうが正しい「○」となります。修正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

あわせて、報告第3号につきましても、届出者の住所の「□△」の「△」に草かんむりがついておりますけれども、こちらも誤っております。届出地の表示となっております「○」のほうが正しい漢字となっておりますので、修正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、報告第2号につきまして、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田2,685平米のうち800平米。造成計画、盛土・整地。造成高、1メートル。法面処理、土羽。工事期間、平成31年1月10日から平成31年3月10日まで。理由、耕作利便のため。備考、水利承諾書添付。

以上です。

○議長：本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に対する報告を終わります。

次に進めさせていただきます。

農地法第4条第1項の規定に基づく同法施行規則の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第3号、議案書のとおり、届出が1件あります。本件についての説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田2,685平米のうち30平米。合計2,685平米のうち30平米。適用条項、第29条第1号。届出の理由、農機具置き場。

こちらにつきましては、報告第2号の農地を改良する届出の敷地と同じ敷地内でありまして、接道する部分を農機具置き場として転用するという事での届出になっております。

以上でございます。

○議長：本件について、何か質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終了します。

次に進めさせていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第4号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件ございます。事務局の説明を求めます。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。田899平米、畑19平米、仮換地地積751平米、合計918平米。転用目的、共同住宅。構造規模、鉄骨造3階建て。工事期間、平成31年1月15日から平成31年7月15日まで。開発許可の要否、市整備要綱該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年12月10日。

以上です。

○議長：本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

次に進めさせていただきます。議案に入ります。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件ございます。事務局の説明を求めます。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、熊本市□□、株式会社□□、取締役副社長□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか3筆。田1,525平米、仮換地地積529.53平米、合計1,525平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年4月27日から平成31年3月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年12月21日。

こちらにつきましては、西鉄筑紫駅の北側のほうで筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業ということで、今現在、造成工事が行われております。こちらの「工事期間」には平成30年4月27日からと書いてありますが、造成期間を含めての工事期間ということになっております。平成31年3月31日に区画整理地内の造成工事も大体終わるところでの期間となっております。

以上でございます。

○議長：本件について質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次に進めさせてもらいます。

議案第1号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず1番について、地区担当委員の御説明をお願いいたします。□□番、□□委員。

○委員：申請者の住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。田1,594平米、合計1,594平米です。

転用目的は、現在、通称□□——□□の□□というところにお住まいですが、実はここは危険区域ということもありますし、以前、災害のときに事情があってお父様が亡くなられた経過がございます。今のところではちょっと危ないので、下のほうにおりるといことです。場所的には□□の□□という地域になります。

先に地図を見ましようかね。この地図を見ていただきましたら、右下を斜めに走っておりますのが現在の□□号線。バイパスではございません。従来の□□号線です。そして、大きな交差点が右下の隅のほうにあると思いますが、これが□□のほうへ抜けるトンネルをくぐるやつですね。その道路沿いで、それからまっすぐ□□のほうへ行きますと、左のほうへ入る道がございます。これが□□の□□という地域に入っていく道になります。それをまっすぐ行ったところ、入り口のすぐそばの部分が今回の申請地でございます。

内容につきましては、もとに戻りますが、木造の平屋建ての住宅を建てられるということでございます。農地の区分は第二種で、資金の内訳は自己資金。借入100%ということでございます。建蔽率26.72%、開発許可は不要。用排水処理につきましては、承諾書を添付してあります。都市計画区域は区域外になります。

そういったことでございますので、ひとつよろしく願います。

○議長：本件について、事務局、何か説明がありましたら。先に説明しますか。

説明を受けてから、後で質疑に移りたいと思います。

○委員：はい、いいですよ。

○委員：□□さん、何かございましたら。

○推進委員：いや、別に今のところいいです。

○議長：事務局、何か説明することがありましたら。

○事務局：転用の理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりでございます。

面積が1,594平米と広くはなっておりますが、こちらは農家の住宅ということで、農業用倉庫

を建築されるというところと、農作業場が必要であるということです。それと法面も若干あるため広い面積になっておりますが、全体的に見ると、適正な敷地面積と認められると考えられます。

農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地となっております。水利承諾につきましては、無条件で添付をされております。

以上でございます。

○議長：本件について、質疑どうぞ。

○委員：農家の住宅ということになると、この申請地は1,500平米ですが、最高どれぐらいまでという範囲はありますか。

○事務局：以前は1,000平米というある程度の基準はあったんですけども、今はもう適正な面積というところになっております。形によったり、法面によったり、作業スペースが必要だということであれば、特に制限はないと。

○委員：制限はないの。

○事務局：はい。客観的に図面とかを見て、著しく庭が大きいとか、そういったことでなければ、大体許可の基準に適合しているということで認められています。

○委員：わかりました。

○議長：固定資産税が物すごく高くなつたんでしょう。広いから。それを心配しておられたのでしょうか。

○委員：それはそうですよ。

○委員：□□を生産されている農家さんでございます。

○委員：1反ぐらいと聞いていたからね。これ、450坪ぐらいありますよね。

○議長：そうですね。広いですから、僕は税金のほうが大変だろうと心配しています。

本件について、ほかに何か質疑等ございましたら。

(なし)

○議長：では、本件について採択を行いたいと思います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。2件ほどございます。

まず、1番について、地区担当委員の□□委員さん、説明をお願いします。

○委員：地図は裏の9ページにあります。この場所は、ちょうど□□のお宮があるところから入って、消防小屋のある付近です。だから、そこが住宅地になる予定になっております。

譲受人、糟屋郡久山町□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。畑257平米。申請内容、転用目的、分家住宅。契約内容、贈与。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成31年2月10日から平成31年8月31日。審査事項、農地の区分、第一種。資金の内容、借入100%。建蔽率32.46%、開発許可、県開発許可該当。用排水処理、承諾書添付となっております。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

□□さんから言いますと、□□さんはお孫さんに当たります。それで、ちょうど畑があいておりまして、現場は農地パトロールをしたときにみんなで見に行きました。ほかに何も、排水関係も迷惑がかかるようなところではございませんでした。畑の中にぽつんと1軒、家を建てられるということです。

以上です。

○議長：ありがとうございました。何か事務局のほうで補足することがあったら説明をお願いします。

○事務局：申請の理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。今、農地区分につきましては、畑にぽつんとあるような形と説明されたんですが、隣の事務所兼住宅みたいな場所にぎりぎり接してしまっていて、一応それが3軒隣接していることになります。こちらは農地区分が第一種になっておりますけれども、周囲の民家と接しているということと、日常生活上必要な施設ということで、第一種農地の不許可の例外に該当しておりまして、許可可能ということになっております。

水利承諾書につきましては、条件がついておりましたので読み上げさせていただきます。

造成計画平面図どおり実施のことという条件となっております。計画図の中に排水とかについて書かれていますので、このとおりにしてくださいという条件がついております。

以上でございます。

○議長：2番については後でまた説明を受けて採決をしたいと思っておりますので、まず1番の件について採決をしたいと思っております。これについて質疑等ございましたら、どうぞ御発言願います。

○委員：分家はお孫さんがもらっているんですか。

○議長：孫という説明でした。□□さんの孫が□□さん。

ほかに何か質疑等ございましたら、どうぞ御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決に入りたいと思っております。



本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。本案については、御異議なしと認めます。

次に、2番に進めさせてもらいます。

2番の担当の5番、□□委員さんの説明を求めたいと思います。

○委員：譲受人、柳川市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。田1,600平米。申請内容、転用目的、太陽光発電施設。契約内容、売買。構造規模、整地。工事期間、平成31年2月1日より平成31年2月28日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、借入100%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、区域外。

この地図を見てもらったらわかりますように、□□区の集落の一番上、□□登山口になります。これの一番見晴らしのいい場所に、小さな田んぼが何枚もあります。これの整地をするのかと聞いたら、整地は扱わなくてそのまま建てるということで、太陽光をするようになっております。入り口を塀で囲むようになっておりました。現地は□□委員と確認しております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうで何か御説明することがあったらお願いします。

○事務局：申請理由につきましては、申請者は柳川市で農業を営んでいるということです。面積は大体5反程度となっております。今後、農業での収入が期待できないということで、農地に太陽光発電施設を設置して、収入を増加させたいということで計画をしたところです。しかしながら、柳川市内に自分が所有する農地につきましては、農用地だったり、第一種農地であるために転用許可がないということで、太陽光発電の業者に相談をしたところ、筑紫野市のこの申請地を紹介されて農地転用の許可申請に至ったところでございます。

太陽光発電の場合は、転用の確実性をあらわすものとして、残高証明であったり、借り入れの証明といった資金の証明というのをどの転用についても添付していただいております。こちらにつきましても、借り入れをするということで資金の証明はついております。

そのほかに経済産業省からの許可、それと九電の電線とかに接続するという許可をあわせて添付していただいております。経済産業省につきましては今協議中ですが、許可の見込みの上での協議中ということで添付されております。あと九電につきましては、もう接続をしていいよという許可を受けているところでの書類の添付はあります。

農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地となっております。水利承諾書につきましては、無条件で添付してあります。

以上でございます。

○議長：2番について今説明を受けましたが、本件について質疑等ございましたら、御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてまいります。農政議案になります。

農政議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積は2筆で、3,440平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引き渡しの時期については、いずれも平成31年1月25日となっております。

本件につきましては、推進機構が□□氏より農地を買い受け、これを新たな担い手にあっせんを行うものになります。

説明は以上になります。

○議長：ほかに何か質疑等ございましたら。

私からいいですか。確認しておけばよかったけど。農業振興推進機構に出すんだけど、ここは農業推進地域かな。

○農政担当：農用地です。

○議長：それをちょっと気にしていたんです。わかりました。ありがとうございます。

本件について、ほかに何か御質疑等ございましたら。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りしたいと思います。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり可決することに決しました。

次に進ませてまいります。

農政議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明させていただきます。

貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、株式会社□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積2,485平米。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、いちごととなっております。期間につきましては、平成31年1月11日から10年間となっております。賃借料につきましては、10アール当たり3万円となっております。

本件につきましては、□□氏が経営を行う□□に対して利用権の設定を行うものになります。新規となっておりますが、今回、御本人の御意向により、権利関係の整理をしたいということで、既存の農園に対して設定を行うものになります。

以下8件につきましても同様になります。合計9筆で、面積1万6,199平米となっております。説明は以上になります。

○議長：本件について、何か御質疑等ございましたら、御発言願います。

非常に規模が大きゅうございまして、1万6,000というと1町歩かな。かなり広いあれですから。株式会社□□と書いてあるけど、この譲受人は、ほかに何か事業内容とか、そういうものは説明できますか。

○事務局：□□といういちごの観光農園をされています。今も営業されていて、□□さんが代表者なんです。法人のほうに権利を移すというか、整理をするということで。

○議長：整理してね。わかりました。ありがとうございます。

ほかに何か御質疑等ございましたら。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りしたいと思います。

農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各号の要件に該当いたしますので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：どうもありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決しました。

以上で、配付しておりました議案等につきましては全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成31年第1回筑紫野市農業委員会定例会を閉会させていただきます。